

# ○ 仙 台 市 職 員 共 済 組 合 定 款

昭 和 3 7 年 1 2 月 1 日

仙 台 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
  - 第2章 組合会（第6条—第24条）
  - 第3章 役員及び職員（第25条—第30条）
  - 第4章 組合員（第31条・第32条）
  - 第5章 給付（第33条—第33条の9）
  - 第6章 共同業務（第33条の10）
  - 第7章 福祉事業（第34条）
  - 第8章 掛金及び負担金（第35条・第35条の2）
  - 第9章 財務（第36条—第37条）
  - 第10章 監査（第38条—第41条）
- 附則

## 第1章 総則

（設立の根拠及び名称）

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）という。

（目的）

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 組合の事務所は、仙台市青葉区国分町三丁目7番1号に置く。

（所属所及び所属所長）

第4条 組合の所轄機関（以下「所属所」という。）は、仙台市職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

（公告の方法）

第5条 組合の公告は、仙台市公報に掲載して行う。ただし、決算に関する事項にあつては、宮城県公報に掲載して行う。

2 前項の場合において、仙台市公報に掲載するいとまがないときは、仙台市役所掲示場に掲示して行うことができる。

## 第2章 組合会

（組合会の名称）

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、仙台市職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）という。

（議員の定数）

第7条 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は、20名とする。

(議員の任期)

第8条 市長が任命する議員（以下「任命議員」という。）の任期は、当該任命の日から起算する。

2 組合員が選挙する議員（以下「互選議員」という。）の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 互選議員は、各選挙区において選挙する。

2 互選議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員の数	
第1区	第2区及び第3区以外の部局	5
第2区	消防局	1
第3区	交通局・水道局・ガス局	4

3 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの部局に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙長)

第10条 各選挙区ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

(互選議員の選挙)

第12条 互選議員の選挙は、代議員の互選により行う。

2 組合員は、その所属する部局ごとに、前条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、組合員100人ごとに1人（組合員の数に50人以上100人未満の端数を生じたときはこれを1人とし、組合員の数が100人に満たない部局にあっては1人）の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第9条第3項の規定を準用する。

3 前項の規定により代議員が互選されたときは、組合員の代表者は、直ちにその氏名を当該部局の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき組合員の数は、前条に規定する公告のあった日における当該部局の組合員の数によるものとする。

5 組合員の代表者は、前項の組合員の数及び代議員の数を互選する日の前日までに、当該部局の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

(選挙の方法)

第13条 前条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、前条第1項の規定による互選にあっては代議員、同条第2項の規定による互選にあっては組合員（次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。）の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

(当選人)

第14条 投票によって選挙を行う場合にあっては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 指名推せんによって選挙を行う場合にあっては、選挙の場所に集まった有権者の過半数の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第15条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属部局名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属部局名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第16条 互選議員の任期満了による選挙は、当該議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日以後10日以内に行うことができる。

(再選挙)

第17条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における互選議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行う。

(補欠選挙及び繰上補充)

第18条 互選議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行う。ただし、第14条第1項の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第19条 この定款に規定するものを除くほか、互選議員の選挙の実施に関し必要な細目は理事長が定める。

(代理による表決)

第20条 議員は、病気その他やむを得ない事由により組合会に出席することができないときは、任命議員にあっては他の任命議員を、互選議員にあっては他の互選議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第22条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 議員の定数

(3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第23条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第24条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

### 第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第25条 理事の定数は、8人とする。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）から起算する。

(役員選挙)

第27条 理事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、任命議員のうちから選挙する理事にあっては前任の理事の任期満了の日の翌日（当該任命が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該任命の日）から、互選議員のうちから選挙する理事にあっては第16条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から、それぞれ10日以内に行う。

2 前項の規定による互選議員のうちから選挙する理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第16条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、互選議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。

6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

7 前項ただし書きの規定による理事長の選挙の効力は、任命議員のうちから選挙する理事の任期の初日又は第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日のどちらか遅い日に生じるものとする。

8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了日前に召集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第16条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わ

なければならない。

10 前各項に規定するものを除くほか、役員選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(監事の報酬)

第28条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

(役員の旅費)

第29条 第24条の規定は、役員について準用する。

(事務局及び職員)

第30条 組合に事務局を置き、事務局長、主事その他の職員を置く。

2 事務局長、主事その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。

4 主事その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。

5 事務局長、主事その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第4章 組合員

(組合員の範囲)

第31条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

(1) 仙台市の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。)

(2) 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員として組合員であるものとされた者

(3) 法第141条第1項に規定する組合役職員

(4) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者

(組合員の種別)

第32条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

2 一般組合員は、次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

4 市長組合員は、市長である組合員(第8項に規定する市長長期組合員を除く。)とする。

5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第57号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。

6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等(法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等という。以下同じ。)である組合員(次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。)とする。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

8 市長長期組合員は、市長である長期組合員とする。

9 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。

10 任意継続組合員は、前条第4号に掲げる組合員とする。

## 第5章 給付

(短期給付)

第33条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

(附加給付)

第33条の2 組合が、法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 埋葬料附加金
- (4) 家族埋葬料附加金

2 附加給付は、組合員がその資格を喪失した場合においては、その喪失した日以後の期間について支給しないものとする。

3 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第33条の3 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、各月における1件の当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき25,000円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その

端数を切り捨てる。)とする。

- 3 前2項に規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例等の規定に基づく公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。

(家族訪問看護療養費附加金)

第33条の4 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、各月における1件の当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。

- 2 前条第4項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金)

第33条の5 埋葬料附加金は、法第65条第1項の規定により埋葬料を支給する場合に支給する。

- 2 家族埋葬料附加金は、法第65条第3項の規定により家族埋葬料を支給する場合に支給する。

- 3 第1項の埋葬料附加金及び前項の家族埋葬料附加金の額は、50,000円とする。

第33条の6 (削除)

第33条の7 (削除)

第33条の8 (削除)

(長期給付)

第33条の9 組合は、組合員(短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

## 第6章 共同業務

(共同業務)

第33条の10 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務を行う。

## 第7章 福祉事業

## (福祉事業)

第34条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (1)の2 組合員の保健、保養又は教養のための施設の経営
- (2) 組合員の利用に供する財産の取得又は貸付け
- (3) 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- (4) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (5) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

## 第8章 掛金及び負担金

### (掛金及び負担金の額)

第35条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分の 49.00	1,000分の 8.70	1,000分の 1.5	1,000分の 49.00	1,000分の 8.70	1,000分の 1.5
短期組合員						
市長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000分の 2.59	-	-	1,000分の 2.59	-	-
後期高齢者等短期組合員						
市長長期組合員						

- 2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

### (任意継続掛金の額)

第35条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあつては、同項第1号に掲げる額が440千円を超えるときは440千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。）に1,000分の98.00を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.40を乗じて得た額とする。

## 第9章 財務

### (経理単位)

第36条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金

預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

(資金の繰入れ)

第36条の2 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,310円とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第37条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

## 第10章 監査

(監査)

第38条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は臨時に組合の業務（法第27条第4項の規定により組合が行うこととされた業務を含む。次項において同じ。）を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定（長期給付の決定を除く。）その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会い)

第39条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(監事の権限)

第40条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第41条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

## 附 則

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 昭和37年12月1日から昭和39年11月30日までの任期を有する互選議員の選挙にかかる選挙は、第9条の規定にかかわらず市の全部局を通じて行う。
- 3 削除
- 4 当分の間、第12条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び互選議員であった者でその者の退職の際当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。
- 5 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金

払戻金」という。)を行う。

- 6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 8 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 9 第33条の3第4項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。この場合において、同項中「第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない」とあるのは、「附則第6項及び第7項に規定する一部負担金払戻金は、その受けることとなる限度において行わない」と読み替えるものとする。
- 10 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 11 組合は、経過的長期給付事業を行う間、第36条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」と読み替えるものとする。

附 則

この変更は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

附 則

この変更は、昭和42年3月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和42年10月17日から施行する。

附 則

この変更は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則

この変更は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、昭和48年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、施行日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和48年10月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第33条の6の規定は、昭和48年10月1日以後に給付事由が生じた災害見舞金について適用し、同日前に給付事由が生じた災害見舞金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和49年10月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第33条の7の規定は、4月1日に現に入院している組合員で、同日以後引き続き入院しているものについても適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和51年7月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第3項の規定は、昭和51年7月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。ただし、変更後の附則第2項の規定は、昭和51年6月3日から適用する。
- 2 変更後の第35条の2の規定は、昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。
- 2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第33条の3第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第16条第1項の適用による給付に該当するものとする。

附 則

- 1 この変更は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和53年4月1日以後の療養に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第35条の規定及び第35条の2の規定は、昭和53年4月分以後の負担金、掛金及び任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の負担金、掛金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和56年3月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和56年3月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。
- 2 老人保健法（昭和57年法律第80号）附則第7条の規定に基づく改正前の老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費に係る変更後の定款第33条の3第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和59年4月1日以後の療養に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、変更後の附則第3項は昭和42年3月1日から、変更後の附則第4項は昭和49年6月25日から適用があったものとみなす。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療

養費附加金について適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

- 3 附則第5項から第8項までの規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則

- 1 第31条、第32条、第33条の変更は、昭和60年3月31日から施行する。
- 2 第33条の3の変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第36条第1項又は附則第37条第1項ただし書の規定による継続長期組合員については、変更前の第31条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第33条の6第1項及び第2項の規定は昭和61年4月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第3項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の4及び第33条の5の規定は、昭和62年4月1日以後に給付事由が生じた育児手当金附加金及び埋葬料附加金並びに家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由が生じた育児手当金附加金及び埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第35条、第35条の2及び附則第3項の規定は、昭和62年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、昭和62年8月24日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成2年10月22日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この変更は、平成3年4月1日から施行する。  
(施行日前に係る掛金及び負担金の取扱い)
- 2 変更後の第35条、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この変更は、平成4年4月1日から施行する。  
(施行日前に係る掛金及び負担金の取扱い)
- 2 変更後の第35条、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則  
この変更は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則  
この変更は、公告の日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

- 附 則
- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
  - 2 変更後の第33条の3第2項の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
  - 3 出産の日が平成6年9月30日以前である育児手当金附加金の支給については、なお従前の例による。
  - 4 変更後の附則第6項及び第7項の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る一部負担金の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る一部負担金の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。  
(施行日前にかかる掛金及び負担金の取り扱い)
- 2 変更後の第35条、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成9年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第33条の3第2項及び第33条の4第2項の規定は、平成9年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第6項及び第7項の規定は、平成9年2月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この変更は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(施行日前にかかる掛金及び負担金の取り扱い)

2 変更後の第35条、第35条の2項及び第33条の4第2項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

3 変更後の第33条の3第2項及び第33条の4第2項の規定は、平成14年2月1日以後の診療に係る家族療養附加金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る家族療養附加金については、なお従前の例による。

4 変更後の附則第6項及び同第7項の規定は、平成14年2月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(施行日前にかかる掛金及び負担金の取り扱い)

2 変更後の第35条、第35条の2項及び第33条の4第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

3 変更後の第33条の3第2項及び第33条の4第2項の規定は、平成15年2月1日以後の診療に係る家族療養附加金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る家族療養附加金については、なお従前の例による。

4 変更後の附則第6項及び同第7項の規定は、平成15年2月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。(第18条関係)

附 則

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項及び第33条の4第2項の規定は、平成18年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第6項及び附則第7項の規定は、平成18年2月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金について適用し、同年1月31日以前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第33条の3及び第33条の4の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第33条の5規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第6項及び第7項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第2項、第3項、第4項並びに第33条の4第2項及び第3項の規定は、平成19年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第6項、附則第7項及び附則第8項の規定は、平成19年2月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る一部負担金払戻金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第35条、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成21年4月分以後

の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3及び第33条の4並びに附則第6項から第9項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお、従前の例による。
- 3 変更後の定款第35条第1項、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第35条第1項、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第35条第1項、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第33条の3第1項及び第2項、第33条の4第1項並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第33条の3第1項、第33条の4第1項及び附則第6項の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	40,000円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第33条の3第2項本文及び附則第7項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第33条の3第2項ただし書及び附則第7項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31	60,000円	30,000円
----------------------	---------	---------

日まで		
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	80,000円	40,000円

5 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。

6 変更後の第35条第1項、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。

2 変更後の定款第35条第1項、第35条の2及び附則第3項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第33条の3の変更は、平成27年1月1日から、第36条第1項の変更は、平成27年10月1日から施行する。

2 施行日前に行われた療養に係るこの定款の一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

2 変更後の第35条第1項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

3 変更後の第35条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。

4 変更後の第35条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分の任意継続掛金に係る変更前の第35条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の117.5」とあるのは「1,000分の82.0」と、「1,000分の14.4」とあるのは「1,000分の11.56」とする。

附 則

1 この変更は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第35条第1項の変更規定、第35条の2の変更規定（「1,000分の94.00」を「1,000分の82.00」に、「1,000分の11.52」を「1,000分の11.00」

に改める部分に限る。)及び第36条の2の変更規定並びに仙台市職員共済組合定款の一部変更(平成27年仙台市職員共済組合公告第5号)附則に2項を加える変更規定(附則第5項に係る部分に限る。)は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 変更後の第35条第1項、第35条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の仙台市職員共済組合定款の一部変更(平成27年仙台市職員共済組合公告第5号)附則第5項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成29年8月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成31年3月19日変更)

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、変更後の第35条の2の規定については、同年1月1日から適用し、同日前に組合員資格を喪失した任意継続組合員の標準報酬の月額算定方法については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年9月27日変更)

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日変更)

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日変更)

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第35条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月分以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第35条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「1,000分の82.00」とあるのは、「1,000分の98.00」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と読み替えて、同条の規定を適用する。